

令和4年1月22日

危機対策本部

まん延防止等重点措置の実施について（案）**I. まん延防止等重点措置の適用に係る国への要請**

令和4年1月24日（予定）

II. まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和4年1月27日（木）～2月20日（日）

（国の公示により変更の可能性あり）

III. まん延防止等重点措置を実施すべき区域

青森県（弘前市）

IV. その他

飲食店等に対する営業時間短縮要請（認証店の取扱等）や、ワクチン・検査パッケージ制度、対象者全員検査の適用の有無など、知事の判断とされている事項については、今後調整の予定。

※ まん延防止等重点措置を実施すべき区域以外の区域においては、令和4年1月20日から強化した感染防止対策等を継続実施。

1. 外出・移動の制限**【特措法第31条の6第2項に基づく要請】**

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛の要請
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるよう要請

※ 対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本
（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いとすることも可能）

2. 飲食店及び飲食に関連する施設への営業時間短縮要請等

(1) 飲食店（特措法施行令第11条第14号）

・【特措法第31条の6第1項等に基づく要請】

① 認証店以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）

- 営業時間の短縮（20時まで）の要請
- 酒類の提供を行わないよう要請

② 認証店

- 営業時間の短縮（21時まで）の要請
 - ※ 都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要請することも可能
 - ※ 都道府県知事の判断により、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能

・ ③ 認証店以外・認証店共通

- 営業時間の短縮等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つため、要請に応じない場合には、速やかに命令等の手続きを開始

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請
 - ※ 認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能
(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し上記の取扱いを行うことも可能)

- 上記の要請に当たり、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行う

(2) 遊興施設（第11号）のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）

- 飲食店（第14号）と同様の要請

(3) 結婚式場等

- 飲食業の許可を受けている結婚式場等に対し、飲食店（第14号）と同様の要請
- ※ 披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求める

(4) (1)～(3)以外の法施行令第11条第1項に規定する施設 (特に大規模な集客施設 — 別紙1、別紙2参照)

【特措法第31条の6第1項に基づく要請】

- 特措法施行令第5条の5に規定される各措置について要請
 - 「入場をする者の整理等」※
 - 「入場をする者に対するマスクの着用の周知」
 - 「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」
 - 「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」
- ※ 「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含む

3. イベントの開催制限

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催を要請
 - ① 安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合
 - 人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%とする。
 - ※ 対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることも可能
(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことも可能)
 - ※ 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者
 - ② それ以外の場合
 - 人数上限5,000人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）
又は100%（大声なし）
- 原則、営業時間短縮等の要請を行うことを求めないが、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うことも可能

4. 職場への出勤等

【特措法に基づかない協力依頼】

(1) 緊急事態措置・重点措置区域以外の都道府県

- 職場においては、感染防止のための取組や、「三つの密」等を避ける行動を徹底
- 職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知
- 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけ
- 重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者等への就業上の配慮

(2) 重点措置区域である都道府県（(1)に加えての協力依頼）

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進
- 接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進
- 「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、感染防止に配慮しつつ、事業の特性を踏まえ、必要な業務を継続

【別紙 1】

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 11 条 1 項の施設

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場, 観覧場, 演芸場, 映画館等	<p>【1,000㎡超】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場をする者の整理等 ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)
集会・展示施設	集会場又は公会堂, 展示場, 葬儀場等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設等	体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニス場, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニス場, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツジム, ホットヨガ, ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館, 美術館, 図書館等	
商業施設	大規模小売店, 百貨店, ショッピングセンター等	
遊技施設	マーチャン店, パチンコ店, ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店, 射的場, 勝馬投票券販売所, ネットカフェ, マンガ喫茶等	
サービス業	スーパー銭湯, ネイルサロン, エステサロン, リラクゼーション, 理美容店, 質屋, 貸衣装屋等	

【別紙 2】

大規模な集客施設における入場者の整理等（人数管理・人数制限等）の例示

1. 施設全体での措置

- 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

2. 売場別の措置

- 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
- 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
- アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する